茨木市男女がともにつくるまちづくり 市民意識調査

「茨木市男女がともにつくるまちづくり市民意識調査」 ご協力のお願い

市民の皆様には、日頃から市政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、男女がお互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野の活動に参画する男女共同参画社会の実現をめざした施策の推進に努めております。

つきましては、このたび市民意識調査を実施し、今後の総合的かつ効果的な施策や計画を検討するための資料を得たいと考えております。ご多忙のこととは思いますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

平成 22 年 9 月 茨木市長 野村 宣一

ご記入にあたってのお願い

この調査は、茨木市にお住まいの 20 歳以上の男女の中から無作為に抽出した 2,000 人の方を対象として行っています。ご回答いただきました内容は、統計的な分析にのみ使用するものであり、それ以外の目的には使用しません。また、名前の記入も不要です。

お答えは必ず、あて名の方ご自身のお考えをご記入ください。

回答は質問ごとに用意した答えの中から、あなたのお考えに近いものの番号に をつけてください。質問によって、複数選んでいただく場合があります。「その他」にあてはまる場合は、()内になるべく具体的にご記入ください。

お答えいただきました調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)で9月14日(火)までにご返送ください。

問合先 茨木市 総務部 人権・男女共生課 電 話 072(620)1640(直通)

FAX 072(620)1725

メール jinken@city.ibaraki.lg.jp

まず、男女平等についておたずねします。

問1 次の(ア)~(サ)の言葉について、それぞれあてはまる番号に をつけてください。(は各項目に1つ)

	知っている	がある	知らない
(ア)女子差別撤廃条約	1	2	3
(イ)男女雇用機会均等法	1	2	3
(ウ)育児・介護休業法	1	2	3
(工)男女共同参画社会基本法	1	2	3
(オ)配偶者からの暴力防止法(DV防止法)	1	2	3
(カ)性別役割分担意識	1	2	3
(キ)セクシュアル・ハラスメント	1	2	3
(ク)ジェンダー	1	2	3
(ケ) ポジティブ・アクション	1	2	3
(コ)デートDV	1	2	3
(サ)ワーク・ライフ・バランス	1	2	3

1 それぞれの言葉の説明は、15 ページをご覧ください。

問2 あなたは、男女の地位がどの程度平等になっていると思われますか。次の(ア)~(ク)の分野で、あてはまる番号に をつけてください。(は各項目に1つ)

	平等になっている	ある程度平等になっている	あまり平等になっていない	平等になって	わからない
(ア)法律や制度のうえでは	1	2	3	4	5
(イ)社会の慣習やしきたりでは	1	2	3	4	5
(ウ) 自治会などの地域活動では	1	2	3	4	5
(エ)学校生活では	1	2	3	4	5
(オ)雇用の機会や職業の選択では	1	2	3	4	5
(カ)賃金や待遇では	1	2	3	4	5
(キ)家庭生活では	1	2	3	4	5
(ク)政治・経済活動への参画では	1	2	3	4	5

問3 あなたは、今後、男女平等を進めていくためには、特にどのようなことが必要だと思われますか。 (は3つまで)

- 1. 子どものときから、家庭で男女平等の意識を身につける
- 2. 学校生活の中で男女平等教育をする
- 3. 法律や制度を改める
- 4. 社会の慣習やしきたりを改める
- 5. 仕事や賃金面で男女格差をなくす
- 6.保育所や介護保険施設など、安心して働くための施設整備を進める
- 7. 女性が精神的に自立する
- 8. 女性が経済力をつける
- 9. 女性が男女平等についての理解を高め、社会に働きかけていく
- 10. 女性が社会活動や政治に積極的に参画し、発言力を高める
- 11. 男性が生活面で自立できるよう意識や行動を変える
- 12. 男性の労働時間を短縮し、家事・育児にかかわる時間をつくる
- 13. その他 (具体的に
- 14. 特に必要なことはない
- 15. わからない

問4 あなたは、次の(ア)~(カ)のような考え方に対してどのようにお考えですか。(は各項目に1つ)

	同感する	どちらかといえば	どちらかといえば同感しない	同感しない	わからない
(ア)「男は仕事、女は家庭」と役割分担するほうがよい	1	2	3	4	5
(イ)男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい	1	2	3	4	5
(ウ)妻子を養うのは男の責任である	1	2	3	4	5
(工)男性と女性で昇進や賃金に差があるのはしかたがない	1	2	3	4	5
(オ)子どもは3歳くらいまで、母親の手で育てるべきだ	1	2	3	4	5
(カ)夫の親を妻が介護・看護するのは当然である	1	2	3	4	5



結婚や家庭生活についておたずねします。

問5 あなたは、結婚について負担を感じますか。(感じていますか。)独身の方もお答えください。(は1つ)

1. 感じる(感じている)

2.感じない(感じていない)―――> 問6へ

《感じる(感じている)と答えられた方におたずねします。》

-▶ 問5-1 負担に感じるのはどのようなことがらですか。(はいくつでも)

1.家事

5 . 育児

2. 仕事と家庭の両立

6. 結婚相手の父母の介護

)

3.経済的なこと

7. その他 (具体的に

4. 行動の自由が制約されること

問6 あなたは、次の(ア)~(キ)のような家事をどの程度されていますか。(は各項目に1つ)

	いつもする	時々する	まったく
(ア)日常の買物	1	2	3
(イ)食事の準備	1	2	3
(ウ)食事のあとかたづけ	1	2	3
(エ)部屋の掃除	1	2	3
(オ)ゴミ出し	1	2	3
(カ)洗濯	1	2	3
(キ)風呂洗い	1	2	3

子育てについておたずねします。

問7 あなたは、子どもがどのように育ってほしいと思われますか。(子どものおられない方もお答えください。) (は女の子・男の子にそれぞれ1~9の中から2つまで)

	女の子		男の子	
1 . 経済的な自立ができるように ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	! ! !	1	
2 . 自分の身の回りのことができるように ・・・・・・・・・・・	2	; !	2	
3 . 何事も積極的にできるように ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3	¦ !	3	
4 . 特技を生かせるように ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4	; ; !	4	
5 . 責任感をもてるように ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	: 	5	
6 . 社会に役立つように ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6	 	6	
7. やさしさと思いかりをもてるように ・・・・・・・・・・・・・・・	7	 	7	
8 . 自分の考えを人前ではっきり言えるように ・・・・・・・	8	 	8	
9 . 素直で、よく言うことを聞くように ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9	 	9	1

《子どものおられる方におたずねします。すでに成長されていても小さい頃のこととしてお答えください。》

問8 あなたは、子どもの世話について次の(ア)~(オ)のようなことをされていますか。(されていましたか。) (は各項目に1つ)

	毎日・毎回する	週3~4回する	週1~2回する	月1~2回する	まったくしない(しなかった)
(ア)遊び相手をする	1	2	3	4	5
(イ)風呂に入れる	1	2	3	4	5
(ウ)食事をさせる	1	2	3	4	5
(エ)寝かしつける	1	2	3	4	5
(オ)おむつを替える	1	2	3	4	5

問9 あなたは子育てについて、誰に相談していますか。(はいくつでも)

1	_	親大	や家族

- 2. 近所の人、友人・知人
- 3. 行政機関(市役所、保健医療センター、保健所、 吹田子ども家庭センターなど)の相談窓口など 8.相談すべきことはない
- 4.保育所や幼稚園及び学校
- 5. 地域における子育て支援サービスの場

6. 自ら育児書、インターネットを調べる

)

7.その他

(

- 9.相談相手がいない
- 問10 日頃、子どもを預けたい時、どうしていますか。(はいくつでも)
 - 2. 友人・知人に預かってもらう

1.祖父母等の親族に預かってもらう 4.公的機関(子育て支援総合センター、ファミリーサポート センター、幼稚園等あずかり保育) 民間サービスを利用する

3. 地域の親しい人に預かってもらう 5. その他(

仕事についておたずねします。

問11 一般的に、女性が職業をもつことについて、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。(は1つ)

- 1. 結婚や出産の後も職業を続けるほうがよい
- 2. 結婚や出産などで一時家庭に入り、育児が終わると再び職業をもつほうがよい
- 3. 結婚をきっかけとして、家庭に入るほうがよい
- 4. 出産をきっかけとして、家庭に入るほうがよい
- 5 . 職業をもたないほうがよい
- 6.わからない

《現在働いておられる方におたずねします。》

問12 あなたが働くうえで悩みや不満があるとしたら、それはどのようなことですか。(はいくつでも)

1 . 労働時間が長い	9.責任ある仕事をまかされていない
2.賃金・諸手当が少ない	10. 仕事とプライベートの区別がない
3.休暇・休日が少ない	11. 仕事内容がつまらない
4.昇進・昇格が期待できない	12. 教育訓練を受ける機会がない
5 . 能力が正当に評価されていない	13. 雇用形態(正規・非正規雇用等)が希望通りではない
6.性別による格差がある	14 . 解雇の不安がある
7.人間関係がむずかしい	15. その他 (具体的に)
8 . 後継者がいない	16. 特に悩みや不満はない

《全員におたずねします。》

問13 あなたは、生活の中で仕事、家庭や地域活動、個人の生活で何を優先しますか。あなたの希望と現実(現 状)に最も近いものをそれぞれについてお答えください。(いずれも は1つ)

<希望>	1. 「仕事」を優先したい 2. 「家庭や地域活動」を優先したい 3. 「個人の生活」を優先したい 4. 「仕事」と「家庭や地域活動」をともに優先したい 5. 「仕事」と「個人の生活」をともに優先したい 6. 「家庭や地域活動」と「個人の生活」をともに優先したい 7. 「仕事」と「家庭や地域活動」と「個人の生活」の3つとも大切にしたい	
	8. その他 (具体的に 9. わからない)
<現実>	1. 「仕事」を優先している 2. 「家庭や地域活動」を優先している 3. 「個人の生活」を優先している 4. 「仕事」と「家庭や地域活動」をともに優先している 5. 「仕事」と「個人の生活」をともに優先している 6. 「家庭や地域活動」と「個人の生活」をともに優先している 7. 「仕事」と「家庭や地域活動」と「個人の生活」の3つとも大切にしている 8. その他(具体的に 9. わからない)

「仕事」・・・・・・自営業主、家族従業、雇用者として、週1時間以上働いていること。フルタイム、パート、アルバイト、嘱託などは問わない

「家庭や地域活動」・・家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護、地域活動(ボランティア活動、社会参加活動、 交際・つきあいなど)など

「個人の生活」・・・・学習・研究(学業も含む)、趣味・娯楽、スポーツなど

《「学生」以外で、現在働いておられない方におたずねします。》

問14 あなたが、働いておられない<u>主な</u>理由は何ですか。(は<u>1つ</u>)

- 1.年をとっているから
- 2. 定年退職したから
- 3.病気または身体が弱いから
- 4 . 希望の条件にあう適当な仕事がないから
- 5. 求職しているが、採用に至っていないから
- 6.仕事以外にしたいことがあるから
- 7. 家事に専念したいから
- 8. 子どもが小さいから

- 9.介護が必要な家族がいるから
- 10. 家族が反対するから
- 11. 解雇された、会社が倒産したから

)

)

)

- 12. 働く必要がないから
- 13. その他

(具体的に

14. 特に理由はない

- 問15 あなたは、適当な仕事があれば働きたいと思われますか。(は1つ)
 - 1. すぐに働きたい
- 3.働きたくない
- 2.将来は働きたい
- 4.わからない

《全員におたずねします。》

- 問 16 どのような形で働きたいと思われますか。(現在働いておられる方もお答えください。現状と同じ形態でも構いません。)(は 1 つ)
 - 1.正社員・正職員などの常勤・フルタイムの仕事
 - 2.パートタイム・アルバイト・派遣などの仕事
 - 3. 資格や特技を生かしたフリーの仕事
 - 4. 自営(手伝いを含む)
 - 5.内職・自宅での請負の仕事
 - 6. その他(具体的に
- 問 17 これから女性が働きやすい社会の環境をつくるためには、どのようなことが重要だと思われますか。 (は3つまで)
 - 1.男女ともに労働時間の短縮を図る
 - 2. 男性が家事・育児・介護をもっと行う
 - 3.男女の雇用機会を均等にする
 - 4.職場での男女の昇進、待遇の格差をなくす
 - 5.パートタイムなどの女性の労働条件を向上する
 - 6 . 再就職を希望する女性のための講座・セミナーを充実する
 - 7. 出産後も職場復帰できる再雇用制度を充実する
 - 8.保育所、留守家庭児童会(学童保育)などの育児環境を充実する
 - 9.介護、育児休業制度などの普及を図る
 - 10. 介護保険によるホームヘルパーや施設を充実する
 - 11. その他(具体的に
 - 12. 特にない
 - 13. わからない

社会的活動についておたずねします。

問18 次の活動のうち、あなたが最近1年間に参加されたもの、また、今後参加したいと思われるものはありますか。(は参加したもの、参加したいと思うものそれぞれにいくつでも)

	最近1年間に参加したもの	参加したいと
1 . 趣味・学習・スポーツ活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	1
2. 地域の活動(自治会、こども会、婦人会、老人クラブ、・・・・・ PTA、青少年健全育成など)	2	2
3.消費生活活動や住民運動(共同購入や、リサイクルなど)・・・・	3	3
4 . 福祉・ボランティア活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4	4
5. 政治活動や労働組合活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	5
6 . 宗教活動 ······	6	6
7 . 民生委員、審議会の委員などの公的委員会活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7	7
8. その他の活動(具体的に)	8	8
9 . 特にない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9	9

問19 あなたが社会活動に参加される場合、どのようなことが支障となりますか。(は2つまで)

- 1.仕事や家事が忙しい
- 2. 小さな子ども、病人、高齢者がいる
- 3.家族の理解が得にくい
- 4. 自分の健康や体力に不安がある
- 5.参加したい活動の情報が少ない
- 6.一緒にやる仲間がいない
- 7.活動する場所や施設が少ない
- 8.経済的に余裕がない
- 9. 自分の能力に自信がない
- 10. その他 (具体的に
- 11. 特に支障はない

高齢期の生活についておたずねします。

問20 あなたが高齢期の生活について、特に不安に思われていることは何ですか。(は2つまで)

- 1.生きがいをみつけられるか
- 2.健康で過ごせるか
- 3.一人になったときの孤独
- 4.経済的にやっていけるか
- 5.病気や寝たきりになったとき、世話を頼める人がいるか
- 6.介護保険・社会福祉制度が十分か
- 7. なんとなく不安がある
- 8. その他 (具体的に
- 9.特に不安はない
- 10. 今は考えていない
- 問21 もし、あなたが寝たきりで介護が必要になったとしたら、介護保険を利用しつつ、主にだれに(どこで) 身の回りの世話をしてもらいたいと思われますか。(は1つ)
 - 1.配偶者(夫・妻)
 - 2. 息子
 - 3.娘
 - 4.息子の配偶者
 - 5.娘の配偶者
 - 6. 老人ホームなどの施設
 - 7.ホームヘルパー
 - 8. その他 (具体的に
 - 9.まだ具体的に考えていない



)

男女の人権についておたずねします。

問 22 あなたは、次の $(P) \sim (1)$ のようなことが夫婦 (事実婚や別居中も含む) 恋人の間で行われた場合、暴力だと思われますか。 (は各項目に 1つ)

	どんな場合でも暴力にあたると思う	暴力にあたる場合も、あると思う	暴力にあたるとは思わない
(ア)なぐるふりをして、おどす	1	2	3
(イ)相手がいやがっているのに性的な行為を強要する	1	2	3
(ウ)見たくないのに、アダルトビデオやヌード雑誌を見せる	1	2	3
(エ)思い出の品や、大切にしているものを壊したり捨てたりする	1	2	3
(オ)何を言っても長時間無視し続ける	1	2	3
(カ)交友関係や電話を細かく監視し、行動を制限する(メール や通信履歴を勝手に見たり、メールアドレスを勝手に消す など)	1	2	3
(キ)生活費を渡さない	1	2	3
(ク)大声でどなる	1	2	3
(ケ)「だれのおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」 と言う	1	2	3
(コ)その他、傷つくような言葉、人格を否定されるような言葉 を言う	1	2	3

問 23 あなたは、配偶者・恋人など一定期間親しい関係にある(あった)相手がおられますか。 (結婚、同居の有無は問いません。)(は1つ)

1.いる(現在いなくても、これまでにいた場合を含む)

2.いない

《配偶者・恋人がいる(いた)方におたずねします。》

i-→ 問 24 あなたは、配偶者・恋人などから次の (ア)~(セ)のようなことをされたことがありますか。 (は各項目に1つ)

	何度もあった	1、2度あった	まったくない
(ア)命の危険を感じるくらいの暴行をうける	1	2	3
(イ)医師の治療が必要となる程度(骨折など)の暴行をう ける	1	2	3
(ウ)医師の治療が必要とならない程度(打ち身や切り傷など)の暴行をうける	1	2	3
(エ)なぐるふりをして、おどす	1	2	3
(オ)あなたがいやがっているのに性的な行為を強要される	1	2	3
(カ)あなたは見たくないのに、アダルトビデオやヌード雑 誌を見せられる	1	2	3
(キ)暴れて、家具や建具などを壊す	1	2	3
(ク) 思 出の品や、大切にしているものを壊したり捨てたりする	1	2	3
(ケ)何を言っても長時間無視され続ける	1	2	3
(コ)交友関係や電話を細かく監視し、行動を制限する(メールや通信履歴を勝手に見たり、メールアドレスを勝手に消すなど)	1	2	3
(サ)生活費を渡さない	1	2	3
(シ)大声でどなられる	1	2	3
(ス)「だれのおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうな し」と言われる	1	2	3
(セ)その他、傷つくような言葉、人格を否定されるような 言葉を言われる	1	2	3

《全員におたずねします。》

問 25 あなたは、職場や学校、地域などにおいて次の (ア) ~ (ク) のような行為をされたり、見聞きしたことがありますか。(はいくつでも)

	されたことがある	身近で見聞きした	まったくない
(ア)年齢や身体のことについて不愉快な意見や冗談を言われる	1	2	3
(イ) 卑わいな言葉をかけられたり、わい談をされる	1	2	3
(ウ)身体をじろじろ見られる	1	2	3
(エ)わざと身体に触られる	1	2	3
(オ)宴会などでお酌やデュエットを強要される	1	2	3
(カ)性的なうわさを流される	1	2	3
(キ) しつこく交際を求められる	1	2	3
(ク)性的な行為を強要される	1	2	3

問26 あなたは、女性に対する暴力(夫等から妻等に対する暴力 = DVドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など)の被害を受けたとき、誰かに打ち明けたり、相談します(しました)か。(はいくつでも)

- 1. 友人、知人、職場の人
- 2.家族や親戚
- 3. 学校関係者(教員、スクールカウンセラーなど)
- 4.職場の相談窓口
- 5. 市役所の相談窓口
- 6.女性のための総合的な施設(男女共生センター、女性センターなど)
- 7.警察・警察の相談窓口
- 8. 法務局、人権擁護委員
- 9.配偶者暴力相談支援センター(女性相談センターなど)
- 10.上記5~9以外の公的な機関
- 11.民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど)

- 12. 医療関係者(医師、看護師など)
- 13. その他 (具体的に
- 14. どこ (だれ) にも相談しなかった

問27 あなたは、女性に対する暴力(DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など)をなくすために、どのようなことが特に必要だと思われますか。(は3つまで)

- 1.「女性に対する暴力」について、社会的な認識や関心を高める
- 2.男性優位の価値観を改める
- 3. 子どものときから、男女平等や性に関する教育を充実する
- 4. 女性が経済的に自立する
- 5. 法律や制度を充実させる
- 6.「配偶者からの暴力防止法」や「ストーカー規制法」などの周知を徹底する
- 7. 犯罪としてもっと厳しく取りしまる
- 8. 相談体制を充実する
- 9.被害者に対する具体的な支援を充実する
- 10. 加害者に対するカウンセリングなどの対策を充実する
- 11. 相談や支援に関する情報提供を進める
- 12. その他 (具体的に
- 13. 必要なことはない

男女共生センター ローズWAMについておたずねします。

ローズWAM:ローズは市の花「バラ」

WAMは Women And Men の頭文字

)

)

問28 男女共生センター ローズWAMを利用されたことがありますか。(は1つ)

1.利用したことがある

- 3.施設があることを知らなかった
- 2.知っているが、利用したことはない

《問 28 で「1.利用したことがある」に回答した方におたずねします。》

- -▶ 問29 どういったことで利用されましたか。(はいくつでも)
 - 1.ローズWAM講座、ローズWAMまつりなどに参加
 - 2. 電話相談、面談相談など
 - 3.ホール、交流サロン、会議室などの利用
 - 4.ネットワークギャラリー(図書・ビデオの貸し出し等)
 - 5. 喫茶「ぱーとなー」の利用
 - 6. その他 (具体的に

《全員におたずねします。》

問30 男女共生センター ローズWAMは市民スタッフと協働で運営しています。そのことを知っていますか。 (は1つ)

1.知っている

2.知らない

問31 ローズWAMの市民ボランティアに関心がありますか。(は1つ)

- 1.とても関心がある
- 3 . あまり関心がない
- 5. どちらともいえない

- 2 . まあまあ関心がある
- 4.まったく関心がない

質問は以上でおわりますが、調査結果を統計的に分析するため、最後に、あなたご自 身についておたずねします。

F 1 あなたの性別は。(は1つ)

1. 女性

2.男性

F 2 あなたの年齢は。(は1つ)

- 1.20~29歳
- 3.40~49歳
- 5.60~69歳

7.80歳以上

2.30~39歳

4.50~59歳

6.70~79歳

F3 あなたは結婚されていますか。(「既婚」は事実婚の場合を含みます。)(は1つ)

1.未婚

2.既婚

3. 結婚したが、離婚又は死別した

F4 あなたの主なお仕事は。(は1つ)

1.勤め人(フルタイム)

- 2.勤め人(パート・アルバイト・派遣)
- 3 . 公務員
- 4. 自営業・農業 (手伝いを含む)
- 5.自由業(医師・弁護士等)
- 6. 内職・自宅で請負の仕事等
- 7.その他

(具体的に

- 8. 専業主婦・主夫
- 9.無職、年金受給者
- 10. 学生

従業員規模は。(は1つ)

1.29人以下 4.300~999人

2.30~99人

5.1000人以上

3.100~299人 6.わからない

年収は。(は1つ)

1.100万円未満

2.100~300万円未満

3.300~500万円未満

4.500~1000万円未満

5.1000万円以上

《配偶者がおられる方におたずねします。》

F 4 - 1 あなたの配偶者の主なお仕事は。(は1つ)

1.勤め人(フルタイム)

- 2.勤め人(パート・アルバイト・派遣)
- 3. 公務員
- 4. 自営業・農業 (手伝いを含む)
- 5 . 自由業 (医師・弁護士等)
- 6.内職・自宅で請負の仕事等
- 7.その他

(具体的に

- 8. 専業主婦・主夫
- 9.無職、年金受給者
- 10 . 学生

従業員規模は。(は1つ)

1.29人以下 4.300~999人

2.30~99人 5.1000人以上

3.100~299人 6.わからない

年収は。(は1つ)

- 1.100万円未満
- 2.100~300万円未満
- 3.300~500万円未満
- 4.500~1000万円未満
- 5 . 1000 万円以上

《全員におたずねします。》

F 5	あなたと同居されているご家族は。(はいくつでも)
-----	-------------------	---------

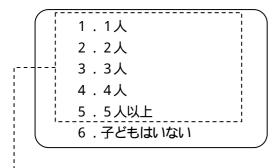
- 1.配偶者(夫・妻)
 6.祖父母

 2.子ども
 7.兄弟姉妹

 3.孫
 8.その他(具体的に)

 4.自分の親
 9.同居者はいない(一人暮らし)

 5.配偶者の親
- F 6 あなたのお子さんの人数は。(別居されている子どもを含めてお答えください。)(は1つ)



'-→ F 6 - 1 あなたの一番下のお子さんは。(は1つ)

- 1.乳幼児(3歳未満)
- 2.幼児(3歳以上の未就学児)
- 3 . 小学生
- 4 . 中学生
- 5. 高校・短大・大学・専門学校などの生徒・学生
- 6. 社会人
- F 7 男女共同参画社会に関して、ご意見やご感想がございましたらご自由にお書きください。

* * * ご協力いただき、誠にありがとうございました * * *

問1の言葉の説明

- (ア)女子差別撤廃条約:あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立をめざして、 昭和54年に国連総会で採択されました。日本は、男女雇用機会均等法の公布、家庭科男女共修等の 措置を講じた後、昭和60年に批准しました。
- (イ)男女雇用機会均等法:雇用の分野において女性と男性が均等な機会と待遇が確保されることなどを目的として昭和61年に施行。平成9年の改正により、差別の禁止規定や、積極的差別是正措置の促進、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する配慮義務などが、新たに加わりました。
- (ウ)育児・介護休業法:育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することなどを目的として平成4年に施行。平成22年6月30日より子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現等を盛り込んだ改正法が施行されました。
- (工)男女共同参画社会基本法:男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に参画し、均等な利益の享受と共に責任を担うべき社会である「男女共同参画社会」の形成についての基本理念等を明らかにした法律で、平成11年6月に施行されました。
- (オ)配偶者からの暴力防止法(DV防止法):配偶者(事実上の婚姻関係にある男女、離婚後に被害を受けている人も含める)からの暴力の防止と被害者の保護を目的とする法律で、平成13年10月に施行しました。裁判所による保護命令などが規定されています。平成20年施行の法改正では被害者の定義の拡大、市町村に基本計画策定の努力義務などが盛り込まれました。
- (力)性別役割分担意識:「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」などに表されるように、性別によって適した役割や能力、活動する分野があるとして、性別によって役割を固定化する考え方や意識をいいます。結果的に男女格差を生み出しています。
- (キ)セクシュアル・ハラスメント:「性的嫌がらせ」のことで、職場においては、労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることをいいます。被害は男女どちらにもおこりえますが、 圧倒的に女性が被害を受けることが多く、学校や地域社会などでもおきています。
- (ク)ジェンダー:「女らしさ」「男らしさ」などそれぞれの性にふさわしいと期待される行動や態度を 人が育つ過程で身につけていく「文化的、社会的につくられた性差」のことで、生物学的な性別 (セックス・sex)と区別して用いられています。
- (ケ)ポジティブ・アクション:「積極的改善措置」のことで、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。
- (コ)デートDV:結婚していない交際中の男女間における暴力のこと。
- (サ)ワーク・ライフ・バランス:「仕事と生活の調和」と訳されます。男女がともに、人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に応じて多様な生き方が選択、実現できる状態のことをいいます。